一般社団法人広島県病院薬剤師会　旅費規程

（目的）
第１条　本規程は、一般社団法人広島県病院薬剤師会（以下、本会）の事業に係る旅費の支給を円滑に行うことを目的とする。但し、本会以外から旅費支給がある場合には適用しない。

（旅費の範囲等）
第２条　1. 旅費は交通費、日当、宿泊費及び会長が必要と認めた経費とする。
2. 本規程は、旅費を要する会議及び学術集会、研究会等に出席する、役員、理事、委員、会員、及び本会会長の要請を受けて活動を行った者を対象とする。
3. 前条にいう活動については定款細則第 6 条を適用する。
4. 本会にて旅費支給を認める学術集会は、原則として日本薬学会・日本薬剤師会・日本病院薬剤師会 中国支部学術大会とする。
5. 学術集会に発表する場合の交通費・宿泊費は、原則発表当日のみとし必要に応じて前泊あるいは後泊を認める。
6. 本規程が適用できない場合は、理事会の承認を経て会長が定める。

（交通費計算の基準）
第 3 条　　国内出張の交通費は、勤務先を起点として目的地までの最寄りの交通機関での最短距離を計算する。原則、一般社団法人日本病院薬剤師会の旅費規程の交通費計算基準（別表）を適用する。但し、第 2 条第 2 項の活動において、50km 以上の場合は新幹線を使用することが出来る。

（交通費、日当及び宿泊費、参加費等）
第４条　1. 国内出張の交通費は前条により支給する。
2. 日当は、2,000 円とする（オンラインの場合は半額とする）。
3. 日当の支給は、活動を行う当日のみとする。
4. 出張先が自施設を起点として同市内及び近郊は、交通費及び日当を合わせて 2,000 円とする。
5. 同日・同地域で他の会議並びに委員会等に出席する場合は支給を 1 回分とする。
6. 会員等に対する国内出張の宿泊費は現に支払った宿泊料金の額とし、朝食料金が含まれている場合も含め 1 泊 7,000 円を上限とする。
7. 学会参加費は、発表者に支給する。

（料金等を証明する書類の提出）
第５条　本規程によって、交通費・宿泊費などを支給する場合は、料金及び利用を証明する

書類（領収書、航空機の搭乗券・搭乗案内等）を提出すること。

（改廃）
第 6 条　本規程の改廃は理事会において行うことができる。

＜ 別　表>
50km 未満　普通
50km 以上　急行又は特急
100km 以上　原則として、新幹線とする。
500km 以上　航空機（ただし、新幹線のない地域）
700km 以上　航空機
（ 1 ）新幹線対象地域において、起点から目的地に最短時間で到達できる列車の指定席特急料金を支給する。
（ 2 ）指定席特急料金は、100km 以上を基準として支給する。
（ 3 ）航空機利用の場合、空港までの交通費として片道 2,000 円を加算する。
（ 4 ）特別車両、特別座席等（グリーン、グランクラス、プレミアムクラス、クラス J、スーパーシート等）

附則
1.本規程は 2018 年 5 月 12 日より実施する。
2. 2020 年 8 月 20 日改正
3.2023 年 8 月 18 日改正